

第二種特別工業地区で建築してはならない建築物	
① 住宅（第二種特別工業地区内に立地する建築物の管理のための住宅で、市長が定めるものを除く。）	☆ 市長が定めるものは、新港東 1 丁目に建築するもので 1 の建築物に 1 戸とし、当該建築物の敷地内又はこれに隣接した敷地内に立地し、延べ面積が120平方メートルを超えないもので、かつ、当該建築物の延べ面積を超えないものとする。
② 共同住宅、寄宿舎又は下宿（第二種特別工業地区内に立地する事業所に勤務する従業員のための寄宿舎で、市長が定めるものを除く。）	☆ 市長が定めるものは、新港東 1 丁目に建築するもので当該事業所の敷地内又はこれに隣接した敷地内に立地し、その定員が当該事業所に勤務する従業員（管理人を含む。）の数を超えないものとする。
③ 店舗又は飲食店（市長が定めるものを除く。）	☆ 市長が定めるものは、給油所又は延べ面積が500平方メートル（工場に併設する店舗又は飲食店で、これらの用途に供する部分の床面積の合計が延べ面積の 2 分の 1 以下のものにあつては3,000平方メートル）を超えない店舗若しくは飲食店（風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第 2 条に規定する風俗営業に係るもの及び給油所を除く。）とする。
④ ボーリング場、スケート場若しくは水泳場又は建築基準法施行令第130条の 6 の 2 で定める運動施設	
⑤ マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する施設	
⑥ カラオケボックスその他これに類するもの（類するものの例：ダンスホール）	
⑦ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設	
⑧ 図書館、博物館その他これらに類するもの	
⑨ 神社、寺院、教会その他これらに類するもの	
⑩ 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの	
⑪ 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの	
⑫ 公衆浴場（市長が定めるものを除く。）	☆ 市長が定めるものは、公衆浴場法施行条例（昭和24年北海道条例第 3 号）第 2 条第 1 号に規定する普通浴場及び同条第 2 号に規定する福利厚生浴場とする。
⑬ 次に掲げる事業を営む工場	<ol style="list-style-type: none"> 1) 亜硫酸ガスを用いる物品の漂白 2) 骨炭その他動物質炭の製造 3) 魚粉又は魚粉を原料とする飼料の製造 4) 羽又は毛の洗浄、染色又は漂白 5) 骨、角、牙、ひづめ又は貝殻の引割又は乾燥研磨 6) れん炭又はガラスの製造
⑭ 畜舎	